○今金町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成２９年6月１６日
条例第１１号

（趣旨）

第１条　この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号。以下「法」という。）第９条第２項に基づく個人番号の利用及び法第１９条第１０号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　個人番号　法第２条第５項に規定する個人番号をいう。

（２）　特定個人情報　法第２条第８項に規定する特定個人情報をいう。

（３）　個人番号利用事務実施者　法第２条第１２項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。

（４）　情報提供ネットワークシステム　法第２条第１４項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

（町の責務）

第３条　町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第４条　法第９条第２項の条例で定める事務は、別表第１の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第２の左欄に掲げる執行機関が次項の規定により同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の中欄に掲げる事務及び町の執行機関が第３項の規定により法別表第２の第４欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用して行う同表の第２欄に掲げる事務とする。

２　別表第２の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

３　町の執行機関は、法別表第２の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第４欄に掲げる特定個人情報であつて当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

４　前２項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第５条　法第１９条第１０号の規定による特定個人情報の提供は、別表第３の第１欄に掲げる機関が、同表の第３欄に掲げる機関に対し、同表の第２欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第４欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第３欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供することにより行うものとする。

２　前項の規定による特定個人情報の提供があつた場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

（委任）

第６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、平成２９年７月１日から施行する。

別表第１（第４条関係）

執行機関	事務
１　教育委員会	今金町奨学資金貸付基金条例（昭和４６年今金町条例第３号）による奨学資金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの
２　町長	今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和４８年今金

	町条例第２１号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
3　町長	今金町子ども医療費の助成に関する条例（平成２７年今金町条例第２４号）による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
4　教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
5　教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第２（第４条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
1　町長	今金町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	（1）　地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であつて規則で定めるもの （2）　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する情報（以下「住民票関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
2　町長	今金町子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	（1）　地方税関係情報であつて規則で定めるもの （2）　住民票関係情報であつて規則で定めるもの

別表第３（第５条関係）

機関	事務	機関	特定個人情報
1　教育委員会	学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて規則で定めるもの	町長	（1）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であつて規則で定めるもの （2）　地方税関係情報であつて規則で定めるもの （3）　住民票関係情報であつて規則で定めるもの
2　教育委員会	今金町奨学資金貸付基金条例による奨学資金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの	町長	（1）　生活保護関係情報であつて規則で定めるもの （2）　地方税関係情報であつて規則で定めるもの （3）　住民票関係情報であつて規則で定めるもの
3　教育委員会	就学援助費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	町長	（1）　生活保護関係情報であつて規則で定めるもの （2）　地方税関係情報であつて規則で定めるもの （3）　住民票関係情報であつて規則で定めるもの
4　教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	町長	（1）　生活保護関係情報であつて規則で定めるもの （2）　地方税関係情報であつて規則で定めるもの （3）　住民票関係情報であつて規則で定めるもの